

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、ジェイエア乗員組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 6 月 18 日以降

2 場所

別表の都道府県におけるジェイエア乗員組合の組合員が勤務する株式会社ジェイエアの全職場

3 要求事項

夏季一時金等

平成 27 年 6 月 15 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北	海	道
青	森	県
岩	手	県
宮	城	県
秋	田	県
山	形	県
東	京	都

新 潟 県
大 阪 府
和 歌 山 県
愛 媛 県
福 岡 県
長 崎 県
熊 本 県
大 分 県
宮 崎 県
鹿 児 島 県